

諮問日：平成27年12月25日（平成27年度（最情）諮問第12号）

答申日：平成28年2月23日（平成27年度（最情）答申第8号）

件名：全国の裁判官の希望勤務地を取りまとめた文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成27年4月の人事異動に際して、全国の裁判官（簡裁判事は除く。）の希望勤務地を取りまとめた文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年11月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

69期司法修習生の場合には実務修習希望地調査表が存在するのであるから、裁判官については当然勤務希望地を集計した文書が存在するといえる。また、最高裁判所事務総局人事局には人事事務処理システムが存在するところ、同システムによって希望勤務地が集計されているといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

#### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

## 2 理由

(1) 毎年8月1日現在で在職する裁判官は、他に転任する場合の任地希望、転任希望の時期、任地及び担当事務についての特別の希望等を裁判官第二カード（以下「カード」という。）に記載し、所属する裁判所の長等を経由して、最高裁判所事務総局人事局長に提出する。

最高裁判所事務総局人事局（以下「人事局」という。）及び各高等裁判所においては、各カードの記載内容を参考に、異動計画案の原案の立案、検討が行われるが、そのためには、各カード又はその写しを個別に確認すれば足り、各項目の記載内容について集計する必要は特にないため、このような取りまとめたものを作成又は取得していない。

(2) したがって、本件開示申出文書は作成しておらず、又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成28年1月7日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年2月5日 審議
- ⑤ 同月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書は、平成27年4月の人事異動に際して、全国の裁判官（簡易裁判所判事は除く。）の希望勤務地を取りまとめた文書であるところ、最高裁判所事務総長の説明によれば、全国の裁判官は、他に転任する場合の任地希望等をカードに記載して、最高裁判所事務総局人事局長に提出するとのことである。

そうすると、人事局においては、各裁判官がカードに記載した任地希望を把握していることになるが、同説明によれば、人事局が人事異動計画の原案の立案等をする際には、各カードを個別に確認すれば足り、その記載内容を集計する必要はなく、現にその集計は行っていないというのである。人事異動事務が、任地希望を一つの考慮要素としつつも他の要素を含めて総合的に勘案して個別に検討すべき性質の事務であることに照らせば、上記説明に不合理な点は見当たらない。

そうすると、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、最高裁判所においてこれを保有しているとは認められない。

これに対し、苦情申出人は、司法修習生について実務修習希望地調査表が作成されていることや、最高裁判所に人事事務処理システムが存在することをもって本件開示申出文書が存在すると主張するが、上記の各事情をもって、本件開示申出文書の存在を推認することはできず、他にこれを推認するに足りる事情はうかがわれない。

- 2 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人